

○通行許可

(第8条第2項)

審査基準

平成21年2月13日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第8条第2項
処分の概要	通行の許可
原権者(委任先)	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長
法令の定め	道路交通法施行令第6条(通行を禁止されている道路における通行の許可) 岡山県道路交通法施行細則第4条の3(通行を禁止されている道路における通行の許可)
審査基準	別紙参照
標準処理期間	3日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	通行しようとする道路を管轄する警察署の交通課(交通第一課を含む。) 又は交通部高速道路交通警察隊
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課を含む。) 又は交通部高速道路交通警察隊
決裁区分等	警察署交通課長(交通第一課長を含む。) 又は交通部高速道路交通警察隊長

別紙

[別紙参照]